

目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

住居確保給付金の概要

支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

支給要件

①収入要件

申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。

②資産要件

申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。

③就職活動要件

ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）

支給期間

原則3ヶ月（就職活動を誠実にしている場合は3ヶ月延長可）…最長9ヶ月まで